**令和元年度大阪府立障がい者交流促進センター指定管理者評価票　　　　　　　　　　　　※令和元年１１月末時点の数値**

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価基準（内容） | | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価  S～C | 評価  S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）ファインプラザ大阪を障がい者スポーツの中核拠点として管理、運営することにより、府内の障がい者スポーツの振興を図っているか。 | １． 設置目的を果たす管理運営  (1)スポーツ相談、機能訓練、競技スポーツの指導など、身体障がい者福祉センターＡ型施設としての事業を体系的に実施  (2)障がい者スポーツを普及させるための事業を  実施  [競技スポーツ事業]   1. 大阪府及び全国障害者スポーツ大会   ・大阪府障がい者スポーツ大会の開催  ・全国障害者スポーツ大会への大阪府選手団の派遣(台風19号のため中止)  ②ファインプラザ大阪主催・共催の大会・記録会  の開催  ・陸上記録会  ・近畿障がい者フライングディスク大会  ・バリアフリーアーチェリー大会  ・イーグルス大阪バリアフリーバドミントン大会  ・近畿身体障害者水泳選手権大会  ・大阪飛遊クラブフライングディスク大会  ・大阪車いすハンドボール大会  ・大阪ボッチャ大会  ③アスリート強化練習会  ・陸上  ・水泳  　・卓球  　・サウンドテーブルテニス  ・アーチェリー  　・フライングディスク  　・ボッチャ  　・競泳選手コース（中級）  ・競泳選手コース（上級）  [選手育成事業]  ①障がい児水泳教室  ・ユース水泳A,B,C,Dコース  ・ジュニア水泳E,F,G,Hコース  ・キッズ水泳I,Jコース  ②選手育成練習会  ・陸上  ・視覚障がい者マラソン  ・水泳Ⅰ・Ⅱ部  ・卓球Ⅰ・Ⅱ部  ・サウンドテーブルテニス  ・アーチェリⅠ・Ⅱ部  ・フライングディスク  ・車いすハンドボールⅠ・Ⅱ部  ・ボッチャ  ・車いすバスケットボール  ・シッティングバレー  ・精神障がい者ソフトバレーボール講習会  [スポーツ振興・普及事業]  ①チャレンジスポーツ  ・ファインプログラム（ﾚｸﾘｴｰｼｮﾝ・ﾀﾞﾝｽ・ﾏｯﾄ運動）  ・リハスポーツ  ・重度障がい者個別水泳指導  ・わくわくダンス   1. 大学連携事業   ・大阪体育大学体育実技研究部障がい者スポーツ研修会  ・ふれあい乗馬体験講習会  ・関西福祉科学大学(ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動)  ・森ノ宮医療大学(ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ活動)　1月1回予定  ・車いすテニス講習会　12月2回予定  [広域的支援・連携]   1. 障がい者スポーツ普及事業   ・地域展開事業、出前事業  ・ピア指導員によるスポーツ指導  ・パラリンピアン講習会  [人材養成]  ・中級障がい者スポーツ指導員養成講習会  ・府教員対象　障がい者スポーツ体験講習会  ・各種スポーツサポーター講習会  ・ボランティアガイダンス  [交流促進事業]   1. 交流イベント   ・こどもの日のつどい　5月5日  ・ファインエリアフェスティバル　10月27日  ・こども料理体験教室　7月28日,11月24日  ・新春のつどい　餅つき大会　1月12日実施予定  ・新春卓球まつり　1月12日実施予定  ・水泳ＶＴＲフォームレッスン1月12日実施予定  ・体力測定　　全2週間　3月実施予定  ②運動プログラム・講習会  ・各種プールプログラム  ・各種フロアプログラム  ・トレーニング講習会  ・健康増進講習会  ③体験事業  ・障がい者プール体験  ・障がい者スポーツ体験  ・自然体験  [相談事業]   1. 理学療法士の生活相談 2. 健康運動指導士の健康相談   障がい者スポーツ指導員のスポーツ相談  [自主事業]  ・ゆったりヨガ  上記事業を着実に実施することにより施設の設置  目的を十二分に発揮し、府内の障がい者スポーツの振興が図られた。 | S | （１）  ・大阪府障がい者スポーツ大会の開催、ファインプラザ  大阪主催の大会・記録会の開催アスリート練習会等を  実施している。  ・スポーツ振興・普及事業として、レクリエーションや  ダンス等を実施するとともに、大学と連携した障がい  者スポーツの研修会等を実施している。  ・パラリンピアン講習会や、地域へ出向いて障がい者ス  ポーツを指導する出前事業等を実施している。  ・中級障がい者スポーツ指導員養成講習会や、教員を対  象とした障がい者スポーツ体験講習会等を実施して  いる。  ・理学療法士の生活相談、健康運動指導士の健康相談、  障がい者スポーツ指導員のスポーツ相談を実施して  いる。  　以上のことから、概ね、障がい者スポーツの  中核施設として管理運営する事により、府内  の障がい者スポーツの振興を図っていると判  断される。 | **Ａ** | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）以下の公平なサービス提供、対応が適切に行われているか。   * 1. 休館日・開館時間   2. 館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間   3. 休日の変更   4. 施設使用料の徴収   5. 障がい者の利用等に際しての合理的配慮   （２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか。   1. 貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明 2. 予約申込み受付業務 3. 申請受付利用承認業務 4. 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備 5. 貸館行事の進行管理 6. 諸設備、体育器具、備品等の管理、貸出、点検立会、補修指示等 7. ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消 8. 入館禁止、又は退館若しくは入館   制限及び設備の変更の禁止 | １．平等な利用を図るための具体的手法  （1）すべての利用者に公平な施設サービスを提供  ①休館日・開館時間  ・休館日：毎週月曜日（その日が国民の祝日に関す  る法律に規定する休日にあたる場合は、次の日  を休館日とします。）、年末年始（１２月２９日か  ら翌年１月３日までとします。  ・開館時間（運用上）：  平日、土曜日 午前９時１５分から  午後８時４５分まで  日曜日、休日　午前9時１５分から午後５時まで  ②利用時間  （館内スポーツ施設）  平日、土曜日　午前９時30分から午後８時まで  日曜日、休日　午前９時30分から午後４時まで  (館外スポーツ施設）  全日　午前９時30分から午後４時まで  ただし、夏期（６月から９月）午前９時30分か  ら午後５時まで  （会議室等諸室）  平日、土曜日:午前9時30分から午後8時30分まで  日曜日、休日:午前9時30分から午後4時まで   1. 休日の変更   　　・祝日の振替休館日について、曜日に偏りがないよう年間を通じて調整  ・休館日については、１年前にチラシ、ホームペー  ジ等で公表  　※変更が生じた際は、館内掲示、ホームページ等で迅速に対応  ④施設使用料の徴収事務については、「大阪府立障  がい者交流促進センター管理規則」及び「使用料徴収等事務取扱要領」に基づき適正に履行  ⑤障がい者の利用者等に際しての合理的配慮  ・利用案内の点字版の作製、施設内各所における点字表記  ・館内掲示、チラシ等へのルビ表示  ・施設各所の音声案内  ・受付に手話通訳者配置  ・１階総合受付に手話通訳が可能な者を常時配置  　・土・日曜日における障がい者専用利用時間帯の  設置  (プール及び体育館)  午前９時30 分から午後４時まで  (アーチェリー場)  午後１時から午後４時まで  (2)利用承認、取消しその他利用に関する業務執行  ①貸館申込み手続き、利用方法等手続きについては、総合受付において「施設利用のご案内を交付するとともに説明を実施  ②予約申込みは、総合受付及び電話、ＦＡＸによる  受付を実施  ③申請受付利用承認については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」及び「使用料徴収等事務取扱要領」に基づき、「利用証」の即時発行及び大阪府への使用料減免協議を実施   1. 広報・月報については、「利用者受付システム」において、適切に管理 2. 館行事の進行管理については、各施設毎に台帳による管理を行うともに３か月先までの予約状況をホームページに掲載 3. 諸設備等の状況については、毎日の始業前後の日常点検を実施また、法定点検等においても立ち会いし状況確認するとともに、不具合については、補修・修理を実施 4. ⑧利用承認、取消し及び入館禁止等については、「大阪府立障害者交流促進センター管理規則」に基づき適正に実施   　上記事項を着実に実施することにより、公平な  サービスの提供、対応ができ、利用者の平等な利用  が図られた。 | A | （１）  ①休館日を毎週月曜日及び祝日の翌平日としている。  ②館内スポーツ施設の利用時間を午前９時30分から午後８時45分までとし、日・休日は午前９時30分から午後４時までとして、その他、館外スポーツ施設及び会議室の利用時間を設けている。  ③祝日の振替休館日について、曜日に偏りが  ないよう年間を通じて調整し、休日の変更  については、１年前にチラシ、ホームページ  等で公表し、変更が生じた際には、館内掲  示、ホームページ等で迅速に対応している。   1. 施設使用料の徴収について、適切に行われている。 2. 受付に手話通訳可能な者を常時配置する   とともに、利用案内の点字版の作成、館内掲示、チラシ等へのルビ表示や施設各所の音声案内など、障がい者の利用等に際して合理的配慮を行っている。    　以上のことから、概ね公平なサービス提供、  対応を適切に行っていると判断される。  （２）  ①貸館申込手続き等の説明は、受付において適切に行なっている。   1. 予約申込み受付業務について、受付及び電話、FAXで適切に行なっている。 2. 申請受付利用承認業務について、適切に履行している。 3. 施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備については、「利用者受付システム」により、適切に行っている。 4. 貸館行事の進行管理について、台帳により適切に管理している。 5. 諸設備等の管理、点検立会、補修指示等について、日常点検の実施や法定点検等の立ち合い確認を行うとともに、修理等を実施している。 6. ファインプラザ大阪の利用の承認及びその取消について、適切に履行している。 7. 入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止について、適切に履行している。   以上のことから、概ねその取消しその他の  利用に関する業務が適切に行われていると判断される。 | **Ａ** | ・特段の指摘、提言なし。 |
| ３利用者の増加や満足度の向上を図るための具体的手法・効果 | （１）以下の利用者満足度向上等の業務が適切に行われているか。   1. 利用者満足度調査の実施 2. 利用者の満足度向上に努める取組（利用者の苦情を施設のサービス向上に速やかに活かす仕組みの構築、運営等） 3. 利用者からの要望や満足度についての府への報告 4. 利用状況に応じて、施設設備や居室等の活用方法を見直すなどの対応を行っているか。 5. 利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用   （２）大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんを活用した障がい者スポーツ及びファインプラザ大阪のマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか。 | １．利用者の増加・満足度向上するための具体的手法  （１）利用者満足度向上等業務  ①業務改善に向けた「利用者満足調査」等の実施  ・年２回実施　１回目　10月実施（2回目は3月予定）  ※別添「アンケート調査集計結果」参照  ・「利用者ご意見箱」の設置（常時）  ②利用者満足度向上に向けた取り組み  ・利用者との意見交換会　　8月25日実施  ・当センター苦情解決規程の整備と第三者委員会を設置し、利用者からの苦情について、適切な解決を図るための体制を整備  ・障がい者団体代表、学識経験者、関係行政機関等で構成する「府立障がい者交流促進センター運営協議会」を設置し、事業の実施に関する提言や要望を事業に反映（開催予定　　2月）  ・情報公開請求に対しては、当センター情報公開規程に照らして適正に対応  ③「利用者満足度調査」、「利用者との意見交換会」、「利用者ご意見箱」等の結果については、都度、大阪府に報告するとともに、館内、HPに掲出   * 1. 3階会議室、研修室の有効活用の検討   2. 利用者の利便性を向上させるための送迎   手段の確保・運用  ・リフト付きマイクロバス２台による送迎バスの運行  ・通常開館日は、光明池駅からの送迎を １日7往復  ・土、日曜日は中百舌鳥駅からの送迎を 1日4往復  ・加えて、火曜日はフリーコースとして、府下全域を対象に予約制で施設・作業所・支援学校  ・障がい者団体等に個別送迎  ・さらに、予約制で、水曜日泉南コース（JR日根野駅、東岸和田駅等（南海木曜日等）、南河内コース（南海高野線金剛駅、千代田駅河内長野駅等）、金曜日堺西コース（南海泉大津駅、JR泉府中駅、上野芝駅等）と各方面に分け送迎  　　　※別添「送迎バス運行実績」参照  （２）広報活動  ①大阪府障がい者スポーツ応援団長及び大阪府広報担当副知事もずやんの活用  ・大阪府障がい者スポーツ大会参加者募集ポスターにもずやん掲載  ・同大会及び全国障害者スポーツ大会関連イベントにもずやん招聘  ・ファインエリアフェスティバル開会式に招聘  ②分かりやすい情報提供・利用案内  ・機関誌（アベニュー）の発行（年4回）  ・スタッフブログ（随時更新）  ・ホームページの運営（毎日更新）  ・LINE（随時更新）  ※利用者数の推移   |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 利用者数 | 障がい者 | 健常者  （介護者含む） | | 27 | **208,665** | 104,128 | 104,537 | | 28 | **211,983** | 107,480 | 104,503 | | 29 | **182,666** | 90,456 | 92,210 | | 30 | **190,523** | 99,095 | 91,428 | | 元  (年度末推定値） | **148,905**  **（223,357）** | 74,188  (111,282) | 74,717  (112,075） |   ※2019年度は11月末時点  ※2017年10月17日から2018年4月27日までプール工事のためプール利用を休止したので、2017年度の利用者は減少した。  (1)と(2)の事業を実施することにより、利用者の  増加と満足度の向上が図られた。 | A | （１）  ①利用者満足度調査を、年２回実施するとと  　もに、「利用者意見箱」を常設している。  ②利用者の満足度向上に努める取組みとし  て、利用者との意見交換会による意見聴取、  また、第三者委員会等を設置し、利用者から  の苦情に適切に対応するための体制等を整  備している。  ③利用者からの要望や満足度について、府へ  報告している。  ④引き続き、利用状況に応じて、３階会議室の有効活用を検討している。  ⑤利用者の利便性を向上させるための送迎手段の確保・運用について、別添資料「送迎バス運行実績」により適切に実施している。  以上のことから、概ね利用者満足度向上等  の業務を、適切に行っていると判断される。  （２）  ・大阪府障がい者スポーツ大会参加者募集ポスターへもずやんを掲載するとともに、機関紙（アベニュー）の発行やSNSの活用、ホームページの運営を行っている。  ・利用者数（令和元年度12月～3月は推測値）の各年度を比較すると、下記のとおり、令和元年度は増加する。   |  |  | | --- | --- | | 年度 | 利用者数 | | 27 | **208,665** | | 28 | **211,983** | | 29 | **182,666** | | 30 | **190,523(11月末：133,854)** | | 元 | **223,357(11月末：148,905)** |   **※来館・出張別利用者数の推移**   |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | --- | | 年度 | 来館者 | | 出張 | | | 障がい者 | 健常者 | 障がい者 | 健常者 | | 27 | 104,128 | 104,537 | 1,679 | 16,405 | | 28 | 107,480 | 104,503 | 2,120 | 20,287 | | 29 | 90,456 | 92,210 | 2,000 | 19,184 | | 30 | 99,095 | 91,428 | 2,440 | 21,234 | | 元  (年度末推計値) | 74,188  (111,282) | 74,717  (112,075) | 2,111  (**3,166**) | 10,982  (16,473) |   ※2019年度は11月末時点 | **Ａ** | 【ＰＲ効果について】  ・利用者増とＰＲの因果関係については、さらなる分析等が必要と認識。分析等の結果を踏まえて、継続的にＰＲ方法を適宜検証する等の工夫も必要。  ・また、ＬＩＮＥ等のＳＮＳについては、現状でＬＩＮＥ登録件数が300程度とさほど多くはなく、ＬＩＮＥ等そのもののＰＲも必要（館内でビラ配布する等周知を行うなど）。  【利用者数の推移について】  ・利用者数には、出張型支援の利用者も含まれていることを踏まえると、今後、さらに出張型支援の利用者を拡大していくことが望まれる。その際、施設設置の趣旨・目的に照らせば、障がいのない利用者よりも、障がいのある利用者を増やしていくための取り組みに注力していくことが重要。  ・来館者確保も重要だが、出張型支援の利用者を増やしていくことがより重要であり、今後、利用者数推移に関しては、この点を中心に評価すべき。  ・よって、利用者数に関しては、障がいの有無の別のみならず、来館か出張型支援かについても分類して明示すべき。 |
| ４利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）以下の施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われているか。   * 1. 電気、機械設備運転及び保守管理業務   2. 警備保安業務   3. 喫茶ラウンジの運営   4. 清掃業務   5. 樹木・植栽の管理   6. 防火管理業務   7. 施設利用者の送迎に関する業務   8. 有料駐車場の管理運営業務   9. 施設、設備の改修や整備   10. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等   （２）防災、利用者に対する安全対策の実施及び非常時の危機管理体制は確立されているか。 | １　利用者への安全対策、施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度   1. 利用者への安全対策・施設維持管理    * 1. 電気、機械設備運転及び保守管理業務   ○メンテナンス専門業者に委託し、電気主任技術者、１級ボイラー技士甲種危険物取扱者、消防設備点検資格者の有している者が配置され適切に維持管理  ○専門業者によるその他設備の保守点検  　　　・直流電源装置保守点検　　年１回  ・昇降機保守点検　　年12回  ・自動扉開閉装置保守点検　　年２回  　　　・排煙換気高窓開閉装置　　年１回  ・地下タンク漏洩検査　　年１回  　　　・簡易専用水道検査　　年１回  ・プール水質検査　　月１回  ・大ホール舞台吊物装置保守点検　年２回  ・吊下バスケットゴール保守点検　　年１回  ・トレーニング機器保守点検　　年１回   * + 1. 警備保安業務   ・夜間や休館日については機械警備による防犯  ・火災監視の実施   * + 1. 喫茶ラウンジの運営   ・来館者が快適に過ごせるよう比較的安価な飲み物、軽食等の販売を行う喫茶ラウンジ「ウエルファ」を運営   * + 1. 清掃業務   ・日常清掃の実施（休館日を除く毎日）  プール、体育館、トレーニング室、アーチェリー場、グラウンド、玄関廻り、ロビー、廊下廻り、階段、踊り場廻り、会議室、研修室、給湯室、洗面所、更衣室、シャワー室、トイレ、建物廻りの敷地等  ・定期清掃の実施（年４回）  床面清掃、窓ガラス、熱戦反射ガラス、飛散防止等フィルム、アルミサッシ、換気口等  ・定期清掃の実施(年２回)  草木、樹木剪定の植栽管理  ・定期清掃の実施（年１回）  照明器具、ブラインド、カーテン　等  ・「大阪府知的障がい者雇用促進建物サービス事業共同組合（エル・チャレンジ）の訓練生を雇用している業者と清掃委託契約を行い、現在雇用されている障がい者の継続雇用を確保   * + 1. 樹木・植栽管理を計画的に年2回実施   １回目：６月６日～９日  ２回目：１０月３日～６日   * + 1. 防火管理業   ・法令に基づき、防火管理者を選任し、定期的に消防設備点検を行うとともに利用者及び職員を対象とした防火訓練を年２回実施  １回目：10月23日   * + 1. 施設利用者の送迎に関する業務   ・始業前の点検  ・法定点検   * + 1. 有料駐車場の管理運営業務   ・駐車場機器メーカーによる月１回の定期点検及び年１回も法定点検実施  ・徴収金の適切な収入処理を実施   * + 1. 施設、設備の改修・整備   ・施設、設備、外構の経年劣化による故障等の  予防保全、改修整備については、府所管課と  連携を密に情報を共有化  ・施設、設備の改修・整備   * + 1. その他施設の良好な維持管理に必要な業務   ・電気設備、機械設備については、専門業者に委託し、電気工事士、電気主任技術者、１級ボイラー技士、危険物取扱者等有資格者を常時配置  ・直流電源装置、昇降機、自動扉開閉装置等その他設備については、定期点検を計画的に実施し、設備のライフサイクルコストの軽減と利用者に安全・安心を提供   1. 防災、利用者に対する安全対策の実施及び非常時の危機管理体制    1. 毎日の開館前に目視による施設安全点検を実施、開館後の随時館内外を巡視    2. 安全・清潔・快適な施設の提供のため、ト　レーニング室、プール等施設毎に、毎日、開閉館時にチェック表に基づき機器等のチェック及び清掃を徹底    3. 安全に施設を利用して頂くために、初めて利用される方に対しトレーニング講習会を実施   （毎日５回）   * 1. 全職員対象にスポーツ事故の未然防止及び事   　　　　故発生時の対処法についての安全管理研修を  実施（年8回）   * 1. 危機管理マニュアルに基づき   ・緊急時連絡体制を確立  ・台風、地震等の個別マニュアルを作成  ・館内放送、消防等への通報マニュアルを作成  ・日常業務でのヒヤリ・ハットや警備な事故を記録（業務日報）  ・地震、台風、火災、雷等各事象に応じたマ　ニュアルを整備   * 1. 消防計画の策定   ・ファインプラザ大阪消防計画概要版を作成し、職員に保持させることにより危機管理意識を醸成   * 1. 消防設備点検の実施　　　９月３日   2. 災害時、帰宅困難者のために、大阪ワーク   センターとの間で「災害時における非常食の提供等に関する協定」締結   1. 災害時における福祉避難所としての「施設利用に関する協定書」を堺市と締結 2. 事故発生時の負傷者への初期措置のための看護 師を常時配置 3. 利用者参加型の消防避難訓練の実施   １回目10月23日  2回目 3月予定  　　　上記の取り組みを通じ、利用者への安全対策、  施設の維持管理の万全を期した。 | A | （１）   1. 電気、機械設備運転及び保守管理業務について、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。 2. 警備保安業務について、夜間や休館日には、機械警備による防犯・火災監視を実施している。 3. 喫茶ラウンジの運営について、来館者が快適に過ごせるよう、適切に運営している。 4. 清掃業務について、日常清掃や定期清掃を実施している。 5. 樹木・植栽の管理について、計画的に実施している。 6. 防火管理業務について、法令に基づき実施している。 7. 施設利用者の送迎に関する業務については、別添資料「送迎バス運行実績」により適切に実施している。 8. 有料駐車場の管理運営業務について、　メーカーによる定期点検等や徴収金の適切な収入処理を実施している。 9. 施設、設備の改修や整備について、適切に整備している。 10. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を　行ったり、定期点検を計画的に実施するなど、適切に実施している。   以上のことから、概ね施設の維持及び補修に関する業務が適切に行われていると判断される。  （２）  ・毎日の施設安全点検の実施やチェック表に基づいた  機器等のチェック及び清掃を行っている。  ・初めての利用者へのトレーニング講習会の実施や、  全職員を対象とした安全管理研修を実施している。  ・危機管理マニュアルに基づき、緊急時体制を確立し  ている。    以上のことから、防災、利用者にする安全対策の実  施及び非常時の危機管理体制は確立していると判断される。 | **Ａ** | ・暴風警報等による休館等に関しては、利用者の安全確保の観点から、できるだけ早い段階で意思決定し、告知することが重要であり、この点、すでにかかる対応をとっていることは評価できる。 |